

第十九回 参議院法務委員会會議録第二十二号

昭和二十九年四月十六日(金曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君

理事 上原 正吉君

委員 宮城タマヨ君

梶見 義男君

中山 福藏君

棚橋 小虎君

一松 定吉君

政府委員 法務政務次官 三浦寅之助君

法務大臣官 房調査課長 位野木益雄君

事務局側 常任委員 西村 高見君

常任委員 会専門員 堀 真道君

説明員 法務省民事 局参事官 平賀 健太君

法務省刑事 局参事官 津田 実君

最高裁判所長官 代理者(事務総 局長) 関根 小郷君

本日の開会に付した事件

○公聴会開会に関する件

○日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案(内閣送付)

○裁判所法の一部を改正する法律案

第四部 法務委員会會議録第二十号

昭和二十九年四月十六日【参議院】

(内閣送付) ○民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) 只今より委員会を開きます。

本日は先ず公聴会の開会についてお諮りいたします。先般の委員長理事打合せにおきまして、且つ本委員会にも御披露申上げました通り、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案につきまして公聴会を開くことが必要であると決定しておりますが、打合せの決定又委員会に御報告いたしました通り公聴会を開くことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり) ○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めてさよう決定いたします。

なお、公聴会開会の日時でございますが、これは公述人応募、選定等の日数も必要でございますので、四月二十七日午前十時より開会いたすことといたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり) ○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めます。なお、公述人の数及び入選等につきましては、応募の結果をも参酌いたし決定いたしましたこととし、便宜委員長と理事にお任せ願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり) ○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めます。本院規則第六十二条によりま

すと、公聴会の開会には議長長の承認が必要でありますから、只今の御決定に基づき私より議長宛て開会承認要求書を出したいと思います。

○委員長(郡祐一君) 次に、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案、予備審査、先ず提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(三浦寅之助君) 只今議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案につき提案理由を御説明申し上げます。

本法案は、去る二月十九日署名されました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国内手続についての規定を定めたものであります。

日本国に駐留する国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使につきましては、すでに昨年十月二十六日署名された日本国における国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に関する議定書の発効に伴い、その国内手続につき日本国における国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に関する議定書の施行に伴う刑事特別法が公布施行されておきまして右議定書と全く同様の規定を設けており、日本国との間にこの協定の効力が発生した国に属する国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に

つきましては、爾後この協定によつて規律されることになっておりますのであります。そこでこの協定の発効に伴いまして、一九五〇年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びに一九五一年二月一日の国際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国で、日本国との間にこの協定の効力が発生した国が右の諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍の日本国に在る間におけるものに関しましては、右協定の趣旨に則り、刑事上の手続法につきまして若干の特別規定を設ける必要が生じたため、この法律案を提出することとしたものであります。

申すまでもなく、これらの軍隊の構成員、軍属又は家族に対しまして、我が国既存の法令は、原則としてその適用を見るのであります。右協定の刑事裁判権に関する条項によりまして刑事手続関係の法令につきましては若干の特別措置を必要といたしますので、その必要最小限度の規定をこの法律案にとり入れた次第であります。従いまして、この法律案に特別に規定してない事項につきましては、原則として既存の各法令が適用されることと相成るわけでありまして。

この法律案は、第一章総則、第二章刑事手続の二章十二カ条と附則からなっておりますが、ここにこの法律案の主要点を申し上げます。先ず、第一章総則の章は、一カ条で

ありましてこの法律において使用する語の定義を定めたのであります。この定義は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一条に定められていた定義に則つたものであります。

次に、第二章刑事手続の章は、十一カ条よりなり、国際連合の軍隊の構成員又は軍属が国際連合の軍当局において裁判権を行使する第一次の権利を有する罪を犯した場合における同軍隊への身柄の引渡、国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕その他の人身を拘束する処分及び差押、捜索等の処分の執行、同施設内等において逮捕された者に対する日本側の受領手続、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊の当局の刑事手続に對する我が国の当局側の協力及び派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊による抑留又は拘禁についての刑事補償法の適用等いずれも刑事手続に関する現行の法令を以てしては処置し得ない問題をと

り上げて特別の規定を置いたものであります。これを要するに、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法及び日本国における国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の場合と殆んど同趣旨の刑事手続を規定したものであります。

以上この法律案につきまして概略御説明申し上げたのであります。何と

そ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

○委員長(郡祐一君) 次に、本法案の逐条説明を聴取いたします。

○説明員(津田実君) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法逐条について御説明いたします。逐条の説明につきましては、かねてお手許に刑事特別法案解説書というのを廻してございますので、御参照下されば幸いであると存じます。なお、逐条に入りまされる前に、只今提案理由の説明にございました以上、一般的な事項について細かく御説明申し上げたいと思ひます。

先ず昨年十月二十六日東京におきまして、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書というものが署名されましたわけでございます。これから議定書と申しますのは、これを指すことに御了解願いたいと思ひます。この議定書は同月の二十九日から発効いたしましたわけでございますが、これは刑事裁判権のみについての議定書でございます。一般のその他の各般の事項につきましては、當時といたしましては、まだ協定を結ぶに至つておらなかつた次第でございます。ところがこれに伴ひまして国内手續に關する立法を必要といたしますので、先般の国会におきまして、同議定書の実施に伴う刑事特別法案が提案されまして御審議を願ひまして、御可決を頂きまして、同法は昨年十一月十二日に公布即日施行になつたわけでありまして、ところがその議定書中におきまして、將來この国際連合の軍隊の日本国における地位に關する一般協定が締

結された場合には、この議定書は同協定に統合されるべきものであるということが示されておりましたところ、本年の二月十九日に至りましてこの国際連合の軍隊の地位に關する協定というものが署名を見た次第でございます。

で、この協定はすでに国会に提案されておりました。御審議をお願いしてあるわけでございますが、同協定の第十六条には前のこの議定書と形式的に殆んど同じ規定を協定いたしましたので、それは要しませんが前の議定書とこの新しい協定に取込んだところ、質は全く同じでございます。

そこでこの従来の議定書につきましては現在どのような国が署名いたしておりますかと申上げますと、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、グレートブリテン及び北アイルランド、フランス、イタリア、フィリピンそれからオランダという国が前の議定書に署名いたしておるのであります。ところが今度の協定につきましては、この統一司令部として行動いたしますアメリカ合衆国のほかに、やはりオーストラリア、カナダ、ニュージーランド、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国即ちイギリス、それから南アフリカ連邦、フィリピン、この六カ国が現在署名いたしております。併しながらこの協定の効力は国会の御承認を得ました上で、日本国がこれを受諾した後十日経つて効力を生ずることになるわけでありまして、勿論未だ効力を生じておりません。そこでそれは日本国が受諾いたしました十日後に効力を生じます。それまでに他の国についてはどうであらうかと申

しますと、これに署名いたしております先ほど申上げました国々のうちアメリカ合衆国、それからイギリス、オーストラリア、フィリピンは無条件でこれを受諾するということになつておりますので、日本国について効力を発生すれば、この時にこの協定が先ず最初に効力を発する、こういうことにならざるわけでございます。それからその他の署名国につきましては、本國の受諾を要するわけでございます。その受諾があつた日の後やはり十日を経た当該国については効力を生ずる、かように相成る次第でございます。

で、今回この提案されました刑事特別法は、この協定の実施に伴つて必要な国内手續を定めたものでございます。が、前の議定書の刑事特別法との關係につきましましては、前の議定書に署名いたした国で、今度の議定書に署名いたした国があるわけでございます。それは今度の議定書が効力を発生いたしましたことに、今度の協定によるわけでございます。前の議定書はその都度効力を当該国について失つて行く、かやうになつて新しい協定に乗り移つて行く、かやうに相成る次第でございます。この刑事特別法につきましても同じような關係が出て参る次第でございます。

先ず第一条は、定義規定でございます。これはこの刑事特別法の用語の定義を定めたものでございます。この法律におきまして「協定」と言つてゐるのは、只今申上げました国際連合の軍隊の地位に関する協定をいうものでございます。

それからこの法律におきまして「派遣国」というのは、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事會の決議並びに千九百五十一年二月一日の国際連合總會の決議に從つて朝鮮に軍隊を派遣しておられますところのアメリカ合衆国以外の国であつて、日本との間にこの協定が効力を有している間におけるものをいうことにならざるわけでございます。即ち日本国と協定の効力がある間における国で、而もアメリカ合衆国を除く、こやうなことになつております。アメリカ合衆国を除きました。これはアメリカ合衆国につきましましては、別に日米安全保障條約に基く行政協定に伴う刑事特別法がございますので、それによつて律することに相成りますから除いてございます。

それから次に「國際連合の軍隊」といふものは、当該派遣国がこれら決議に從つて朝鮮に派遣いたしました陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間におけるものをいふ、こやうなふうになつております。従ひまして、この派遣国が、決議に從つて朝鮮に派遣するために出した軍隊、それが日本国内におけるとこでございまして、従ひまして未だ朝鮮に到達しない前におきましても、朝鮮に派遣する目的を以て日本国に取りあ

えず来たようなものは無論含まれる。併しながらかやうな目的を持たない軍隊は、たとえ当該派遣国の軍隊でも、こにいう國際連合の軍隊には入らぬ、かやうに相成るわけでありまして、その次「國際連合の軍隊の構成員」と申しますのは、その軍隊に屬する人員で、現に服役中のもの、いわゆる軍人というものでありまして、現役軍人或いは召集中の軍人等を指すわけでございます。

それから軍屬と申しますのは、派遣国の國籍を有する文民で國際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し又は随伴するものを言うのでありまして、そのうちで二重國籍者につきましては派遣国が日本国に命令を以て連れて来たもの、それから通常日本国内に居住しておる人が軍屬のような仕事に服してもこれは除くという除外例を以て軍屬を定義いたしました。

条によりまして、合同会議を通じて国際連合の軍隊に使用を認められた施設を指すわけでございます。この施設というだけでございまして、区域というのはいりません。日米の場合におきましては区域というのも提供いたしてございまして、国際連合の軍隊に對しましては施設だけを提供するということになっております。この点日米と違つてございまして、

その次は第二条でございます。これは刑事手続の章、この今度の刑事特別法におきましては、日米の場合と異りまして、罪に關する章は設けておりません。その点につきましてはこれを設けると否とは全く日本の裁量によることに話合ひになつておりますが、日本側としてはこれは設ける必要が認められないという意味におきまして罪の章は設けないことになつております。第二条以下につきましても勿論先般の刑事特別法と全く同じでございます。で簡単に御説明をいたしますと、第二条は、施設、国際連合の軍隊がその権限に基いて警備して

おる施設内におきまして逮捕をしたり勾引状、勾留状の執行をしたりするやうな場合におきましては、この当該軍隊の権限ある者、主としてこの司令官、マンデイング・オフィサーと申します者が、司令官の同意を得て行つるか又はその者に囑託をして、こういうことになりまして、これは協定第十六条の十項と、十項に關する公式議事録に關連して設けた規定でございまして、軍隊が軍隊として駐留いたしてございまして、場合におきまして、こういう強制的な処分を行つ場合にすべき国際慣例として当然な事柄だといふふうに考えられる

事項を規定したわけでございます。それから第二項におきましては、たださうな常に同意を得て、或いは囑託して行つた場合では目的を達し得ないやうな場合、即ち死刑、若しくは無期、懲役三年というやうな重い懲役又は禁固に當る罪にかかる現行犯を追跡しておるやうな場合に施設の中に飛込む、こういうやうな場合は同意を得ずして直ちに追跡をして行つて逮捕ができる、こういうことになつております。これは緊急性とその犯罪の重大性から当然のことだと考えられる次第でございます。

次に第三条は、一般刑事訴訟法の規定におきまして、檢察官或いは司法警察員がこの国際連合の軍隊の軍人或いは軍属を逮捕し或いは逮捕された者を受取るというやうな場合におきまして、その当該構成員又は軍属が犯した罪がこの協定の第十六条第三項(四)に掲げる罪のどれかに該當する場合には刑事訴訟法の規定にかかわらず直ちに被疑者を当該軍隊に引渡す、これはどういふことかと申しますと、協定第十六条第三項(四)と申しますのは、国際連合の軍隊側に第一次の裁判権がある場合でございます。どういふ罪かと申しますと、この当該軍隊の構成員、又は専ら当該国際連合の軍隊の他の構成員、軍属若しくは家族の身体若しくは財産のみに對する罪即ち国際連合の軍隊の所屬員相互間の罪というやうなものが主なものでありまして、つまり言つて、日本に被害法益が及んでいないやうな罪が主なものでございます。さうな罪、それから当該軍隊の公務執行

中の作為又は不作為から生ずる罪、かやうなものでございまして、恐縮でございますが、解説書の十ページのこの「公務執行妨害」と書いてございまして、「妨害」というのは「中」の誤りでございまして、かやうな罪は日米行政協定の協定におきましても、当該軍隊が第一次の裁判権をもち日本側が第二次の裁判権を持つ、かやうな犯罪でございまして、第一次の裁判権を持つ事件につきましては日本側が先ず逮捕した場合は、被疑者を相手かたの軍隊に引渡してやる、こういうのが第一項。

第二項はさうに司法警察員が引渡した場合におきましても捜査をして速かに書類と証拠物を檢察官に送致し、かやうな規定でございまして、これはむしろ念のために刑訴の規定により事件送致をしておかなければならぬといふ司法警察員の義務を規定したものでございまして、

次は第四条でございます。第四条は、国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領に關する規定でございます。例へば国際連合の軍隊の施設の中で日本人が何か犯罪をいたします。さやうな場合は勿論施設の中には日本の警察官は通常おりませんので、当該軍隊の法律執行員つまりMPなどが逮捕するわけでありまして、或いは日本人に限らず当該軍隊の構成員にいたしましても、日本に第一次の裁判権があるやうなものを逮捕するやうな場合があるやうなものです。つまり言つて、当該軍隊が施設の中で日本人に傷害を与えた、或いは日本人のものを盗んだ、かやうな場合には、日本に第一次裁判権がござい

ます。さやうなものにつきましては向うから日本に渡す、こつて来る場合がございまして、その場合におきましては、日本側はこれを受取らなければならぬのでございまして、ただ単に受取るわけには参りませんので、これは裁判官の発する逮捕状を持つて行つて引渡しを受ける、さういふことを規定したのが第一項でございます。

併しなから裁判官の逮捕状を受けるいとまがないやうな場合、或いは向うから言われた事実がどうもよくわからぬから、逮捕状をもらふことができないといふやうな場合は、速かに出かけて行つて一応受領するわけでありまして、その受領の際に、日本の法令を犯したことを疑うに足る十分な理由がある場合は、この場合はその場で緊急逮捕をいたしまして、後に裁判官の逮捕状を求め、さういふやうな手続をするといふことになる。併しなから、その場合逮捕状が送られないときは、直ちに釈放することになります。

又引渡す旨の通知が国際連合の軍隊からありまして、司法警察員等が出かけて行つた場合におきましても、いろいろ検討してみてもそれは犯罪にならぬ、或いは犯罪の嫌疑がないといふやうな場合は、すぐその場で受取つて釈放する、さういふ必要があるわけでありまして、これが第三項でございます。それから第四項は、その場合におきまして、この引渡しの際に、この場合におきまして、刑事訴訟法の規定の準用に關する規定でございまして、特に御説明申し上げる必要はないと思つて、それから次は第五項でございます。これは施設内の逮捕の問題であります。第二項は施設内の逮捕の問題であります。第五項は施設内の日本側が

する差押、搜索等の問題でございます。軍隊が警備しておる施設内におきまして、或いは施設外にありましても、軍隊の財産つまり固有財産、軍隊の財産につきまして搜索又は差押、検証をする場合には、あらかじめ権限ある者の同意を得て、又は囑託して、裁判官又は裁判官の検証の囑託は裁判官又は裁判官からする、さういふわけでありまして、これは勿論大體逮捕の場合と同じやうな形になつております。

その次は第六項でございます。第六項は、この協定によりまして派遣国の軍事裁判所、つまり派遣国の軍法會議が裁判権を行使する事件でありまして、つまり言つて、派遣国に第一次の裁判権があるといふやうな事件でありまして、日本の法令違反の罪であります。この場合は、檢察官、檢察事務官、司法警察職員、或いは鉄道公安職員は捜査することができ、刑事訴訟法上の規定に従つて捜査することができ、又裁判所、裁判官は令状発付その他の刑事訴訟に關する法令に定める権限を行使できる、さういふことになつております。これはもとより當然なことなのでございまして、或いは疑義があるといふけないといふことから従来設けておる規定でありまして、これは六条の規定がなくとも當然しかく解釈さるべきものと思つて、念のため設けておる次第でございます。

次は第七項でございます。第七項は証人の出頭等の義務についてでございます。派遣国は、自己が第一次裁判権を有する罪、或いは専屬裁判権を有する罪につき、日本国内で軍事法廷を開きまして、当該国の構成員、軍

第四部 法務委員会會議録第二十号 昭和二十九年四月十六日【參議院】

三

でにした行為に對する罰則の適用及びその時までに派遣国の軍事裁判所又は國際連合の軍隊によつてなされた拘留又は拘禁についての刑事補償法の適用に關しては、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。」かようにいたしました。前議定書に伴う刑事特別法は当該議定書が効力を失つたときには失効するということにいたしました。法律が二重に存する事態を防ごう、こういうことにいたしました改正がこの最後の項でございます。

以上を以ちましてこの刑事特別法の逐条説明を終ります。

○委員長(郡祐一君) 只今の刑事特別法提案説明並びに逐条説明につきまして、次回以降に御質疑を願おうかと存じますが、若し御質疑がございましたら、お願いいたして結構でございます。

○補見義男君 簡単なことだけ一つ伺つておきたいのであります。先ほどお話を從前の議定書の実施に伴う刑事特別法と今回の協定に伴う刑事特別法案との間には、大体同じようだという趣旨の御説明があつたかと思ひますが、若し違つている点があれば、違つている点だけを抜き出して簡単にその場所だけをお示しを頂きたい。それが一点と、それからもう一つは施設の問題があつても区域の問題はないのですか、この日本国における國際連合の軍隊の区域に關する協定、この一般協定の第五條ですか、第五條の二項に國際連合の軍隊の区域を使用し得る場合のことが規定されているのですが、この区域以内における問題はどうか、その点と二つお伺ひしたい。

○説明員(津田実君) 前の議定書の特

別法と今回の刑事特別法の違ひでございますが、先ず第一條のところの協定とありますのが、前は議定書というふうになつてゐる、あとの点も全部議定書が協定に變つたという点でございます。それから第一條の七項が新しい規定でございます。これは從來は議定書の場合には施設ということにつきまして協定は何らございませんで、從來の慣行と申しますか、從來の事実上の施設になつておつた。それが今度は協定上の施設というものの定義が出て参りましたので、ここにとり入れた次第でございます。そのほかは先ほど申しました議定書を協定に直したほかは全部變つておりません。

それから第二の第五條二項でございますが、これは國際連合の軍隊が日米行政協定によつてアメリカ側に提供している施設、区域を使用できる、日本政府の同意を得て使用できる、こういうことでございます。この場合は当該区域はアメリカ合衆国の主權に屬するわけでございますので、ただアメリカと國際連合の軍隊との間の使用の合意と、日本側の同意を条件にして使用できるといふことになつております。管理その他は全部アメリカ側がするわけでございますので、こちらの刑事特別法の關係は出て参らないということになつております。

○補見義男君 そうしますと、その場合にはアメリカ合衆国も權限に基いて警備しておる施設であり、それからその國際連合軍隊も合同會議を通じてこの区域の使用が認められておるので、その場合には國際連合の軍隊もその合同會議というものを通じ、或いは日本政府の同意を得てやつておるの

だから、權限に基いて警備をしておる区域と、この両方が競合するので、アメリカ軍隊の權限に基いた警備区域と、こういうふうな理解するのですか。

○説明員(津田実君) その点は後者でございます。アメリカの權限に基いて使用してゐる。同じ使用という文句を使つてございませんで、この五條二項において使用するというのは当該國際連合の軍隊の固有の施設として使用するといふ意味でなくて、アメリカの使用している施設を使用する、いわば又借りのような形を考へておるわけでございます。

○補見義男君 そうするとその区域内における國際連合軍隊の犯罪行為といふものは、全くこちらのほうで自由に管轄權を持つのですか。

○説明員(津田実君) その区域の中はアメリカが警備いたしておるといふことになる場合におきましては、アメリカによつて逮捕されるということになります。それは勿論日本側に引渡されるわけですが、それからアメリカ側が警備していない区域の場合、全然ない、演習場でございます。提供はされておるがアメリカ軍はいない。そこを國際連合の軍隊が使用して演習するといふような場合におきましては、その軍隊内部のことにつきまして、当然自律權によりましてみずから逮捕できます。勿論日本の警察官も中へ入つて逮捕できるということは当然であります。

○委員長(郡祐一君) 他に只今の刑事特別法案について御質疑ございませんか。……それは本法案につきまして

は只今説明を聴取したばかりでございますから、次回以降に御質疑を願うことにいたします。

○委員長(郡祐一君) 引き続き裁判所法の一部を改正する法律案、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、両法律案を議題に供します。両法律案につきましては昨日申上げました通り逐条審議の意味合いを以ちまして、先ず民事訴訟法第二十二條から第三百五十九條までについて御質疑をお願いいたします。

ちよと速記をとめて。
(速記中止)

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下さい。
資料として配付されました規則の要綱案について、関根最高裁判所局長から御説明を願ひます。

○説明員(関根小郷君) 昨日の委員会におきまして、今度の法律案が若し通過いたしましたら、最高裁判所の規則に任せられております分がございませんで、そのルールの内容はどうかといふことをお伺ひがございませんで、その大體の要綱をお手許に今日差上げました次第でございます。これは先般一度申上げたのですが、簡単に要約して申上げますと、現在の調書は六十年前の民事訴訟法施行以來同様の形式のままの調書でございます。言葉を換へて申上げますと、年月日順に綴るだけでございます。いわゆる大幅帳式の型でございます。それを何とかして合理化いたしました。利用者の方を考慮して、今度法律の改正案が若し通過いたしましたら、この要綱案のような形にして頂きたい

という考え方をいたします。

それで先ず第一は現在大幅帳式でございます。調書を弁論調書とそれから証目録、証提調書というふうな形にして行つたらどうか、これもお手許に差上げてございませんで、調書の様式を實際のものに合せまして、お手許に差上げてございませんで、これが主張關係書類とそれから証提關係書類、雜書類、この三つに記録を分けまして、調書の上ではこの要綱に書いてございませんで、弁論調書と証提目録と証提調書、こういうふうな三別するという考へ方でございます。そういういたしましたら、この狹義の弁論調書には、いわゆる形式的記載事項のほかに、事實及び法律に關する當事者の主張、いわゆる弁論等を記載する。そういういたしましたら、この弁論調書には、當事者の準備書面にいろいろの弁論調書がございませんで、それを引用する。それから弁論調書には、裁判所書記官が署名押印いたしました。裁判長は、現在の法律では署名捺印ということになつておりますのを、裁判長が判を押せばいいようにしたかどうかという考へ方でございます。

それから第三といたしまして、証提目録、これも実物の模型がございませんで、この証提目録も一見してどういふものが証提になつておるかといふことをわからせるために、目録を作るわけでございます。これも種類によりましていろいろありますが、例へて申しますと、証書の目録、或いは人証の目録といふことにいたしました。申請があつてそれが採用され、或いは証書に例をとりましますと、それについての成立を認めるかどうかといふことは一見してわかるようにしたかどうか、これも

実物を御覧頂くとわかると思ひますが、それが証拠目録の点でございませぬ。

それから、この証拠目録につきまして、一々裁判長の署名或いは押印という手續を簡略化したしまして、裁判官が認印すればいい、或いは裁判所の書記官が認印すればいいという形にしたらどうか。これなどにつきまして、一裁判長の署名を要するという事は如何かという点から、こういう考え方で参つたらどうか。

それから第四といたしまして、証拠調べ自体については、非常に詳しく書くべきじゃないか。例えて申しますと、一問一答でやつておりますので、それを一問一答式で、でき得べくんば書いたほうがいいんじゃないか。これもお手許に差上げてございませぬ記録の見本には、そういうような形で、赤い文字で書いてございませぬが、でき得べくんばこういう方向に行きたい、こういう考え方でございませぬ。

それからなお、この要綱の中の最後の点でございませぬが、証拠調べを長期間に亘りましていたした場合、そのあとで証拠調べを見ますと、結局事件の裁判をしなくとも和解ができてしまふということがございませぬ。そういうことのあるときに証拠調書を一々細かく作らなくとも、当事者が納得いたしますれば、その本当の要綱だけを書けばいいというようにも考えられるのじゃないか、これなどにつきましても当事者に異議がないという場合だけを限りまして、そういうことが考えられる。で、現在の民事訴訟法の規定では、こういう行き方がどうしてもできませんので、特に今度の法律

案が通過しますれば、こういう行き方に参りたいという考えでございませぬ。又御質問がございませぬら、お答えいたしたいと思ひます。

○一松定吉君 大変よいお考えで、簡略にすることは結構ですが、今までのような形式にする、裁判長並びに裁判所書記という方が署名捺印しておつたが、いわゆる訴訟記録の偽造というやうな場合には、いわゆる今までの定説によると、署名者の資格を偽るといふことになつておつた。今度署名がない。捺印だけということになると、これはどうなる。その文書偽造ということについての始末を……判事、書記官の名前がないと、そのときいよいよ今までの解釈は、署名の資格を偽わることが文書偽造だつた。内容の変更に内容の偽造であるので、だからそれは変造になるのだから、偽造にならぬといふやうな議論が学説で、判例もきまつておつた。今度この名前がない、判だけだということになると、そこにならぬやうに偽造、文書偽造といふことに対して取計らうお考えでございませぬか。

○説明員(関根小郷君) 今の一松委員の御意見、これは弁論調書のほうは重要なものでございませぬので、書記官の署名を要するというにいたしてあります。それからそのほかの証拠関係の目録等につきまして、今申し上げましたように、認印、判を捺すだけではない。これは刑事関係の問題でそういうことはないかと思ひますが、若し今御心配のように偽造、変造というやうな問題が起きて参りますことを予想いたしますと、或いは印章偽造、文書偽造の問題にからみまして、刑法上の問

題が出て来るかと思ひますが、署名がない点につきまして、印章偽造という問題はあり得るかと思ひます。併し私、その点までそういうことまで予想いたしてございませぬので、よくもう少し研究いたさないと……専門家である一松委員にもお教え頂きたいと思ひます。

○一松定吉君 大変これはよかつたのです。その点私、今これは突撃の考えだから、印章偽造は勿論これは刑法で処罰があるが、文書偽造というものを、その点についてももう少し研究して、どういふやうにしてそういうときに救済するかという事を、一つ考えて頂かん、必ずそういうことはあります。署名者というものはなくなつて、印だけ捺すということになると、印だけ捺して、これと同じやうなものを利用して……と自分の利益にこれを利用して……と自分、必ずあり得べきことだ。その上に文書偽造といふやうなことでなくて、印章偽造といふやうなことでどうだ、印章偽造といふ問題は、これは当然起り得べきやうな問題です。まあ一つ御研究ものだと思ひます。

願つて、適當の時期にお答え頂ければ結構です。これは非常に、成るほど簡素になつて、私も専門家から見てもこれは非常にいいと思ひます。私も賛成せざるを得んのだね。まあ具体的内容については別ですけれども、大体についての私の考えは、記録を閲覧するのに一見してすぐわかるというやり方で、非常にいい。もうすでにこういうやうな方式をほち／＼とりつつあるところもある。刑事事件なんかで、証拠申請なんかのときに、こういうやうなことは非常にいいのです。いずれ逐条審議

につきましたは、又時を要してお尋ねすることにいたして、今のところは取りあえずその点だけお伺いしておきます。

○委員長(郡祐一君) 調査及び判決書等の簡易化等につきましては、又改めて御質疑を願う機会はあると存じますから、又そこへ戻つて御質疑下さつても結構でございませぬか……次はこのたびの改正の大きい眼目が含まれていと思ひます控訴及び上告関係、上告制限、上告却下等の点を含んでおります三百八十三条乃至四百九条ノ六、これを一括して御質疑願ひたいと存じます。

○一松定吉君 これは昨日問題になつたこの百十四条の問題で、今日今この解釈の印刷物をもつたのですが、この「原告が担保提供期間内に、担保を供しないときは、裁判所は終局判決によつてその訴を却下する。この判決は口頭弁論を経ずして得る意味で、「得」となつてゐるが」とあります。が、一体却下は必ずしなければならぬといふ解釈は、これはどこから来るのですか。

○説明員(平賀健太君) 担保の提供と云ふことは訴えの要件に相成りませぬ関係で、若し要件が備わつていなければ却下すべきものである。併しながら要件が備わつていない場合に却下いたしました場合は、必ずしも口頭弁論を経なくても事案が明らかでありますので、口頭弁論を経ることは要しない、そういう意味でこの規定の最後が「得」となつてゐるのではないかと昨日民事局長から御答弁申上げたのであります。が、帰りました私ども参考書をいろいろ調べましたところ、やはり同一の解釈

のやうでございませぬ、得」とあるけれども、裁判所の裁量によつて却下してもよろしい、却下しなくてもよろしいといふ解釈はちよつと見当らなかつたのでございませぬ。

○一松定吉君 併し百十四条の法文をそのままつと讀下してみれば、担保を供すべき期間内に供しなかつた時は、「裁判所ハ口頭弁論ヲ經ズシテ判決ヲ以テ訴ヲ却下スルコトヲ得」と、これは一ツの言葉じゃないかね、これをあなたがあたのやうに担保を供しない時は終局判決によつて却下することができると、それは口頭弁論を経ずしてすることができると、こゝろ解釈するのは、これはこの百十四条を真正面から解釈すれば、こういうことは出ないのみならず、担保を供すべき期間内に、例えば四月の二十日までに供せよといふことであつたのだが、二十日まで担保を提供しないのだといふときに、裁判所は口頭弁論を経ずして判決を以て訴を却下することもできるが、併し却下せずに、口頭弁論を開くこともできる。そうして開いておつてやつておるうちに担保を提供したやうな場合には、いわゆるこの但書で判決前担保を供したときといふことに當るのだ、なぜそう解釈ができないのですか。この解釈にすると担保を供しないといふこととそれ自体を捉えて訴が却下できるのだ、口頭弁論を経ずして訴が却下できるのだ、成るほど口頭弁論を経ずして却下できるというものはわかるが、口頭弁論を経ても却下はできる。なぜかといふと担保を提供しないのだから、そう解釈するほうが當事者の権利を擁護することもできるし、又口頭弁論を進行しておる間に担

保を供するということができるのだから、若し今のこのような解釈にすると、二十日なら二十日までに担保を供せしむるに、二十日までに供せなかつたならば、直ちに却下するということになる、当事者の虚を衝くようなことになる。ところがこの民事訴訟法の百十四条の一項は、今ここにタイプに印刷したような意味でなくて、これは訴を以て却下することもできるし、却下せんでもよろしい。却下せんでどうするのだ。却下をしなければ口頭弁論を経るのだ、そうして口頭弁論を経て適当な時期までに担保を供すればそれでよろしい。結局判決に至るまで担保を供しないときは、すぐに却下してもよろしい。こういうような意味に解釈するほうが、この法文を活かす意味においてはいいのじやないかと私は思うのですが、今あなたの見当るとか見当らんとするのは、それは学説ですか。

○説明員(平賀健太君) 学説を一通り調べたのでございますが、訴が元来不適法であります場合には、これは相手方があることでありますから、不適法であるのに却下しないではよろしいというわけにはこれは行きませんので、裁判所の裁量にこの点が任せられておるとはちよつと考えることができないと思つております。成るほど百十四条は「得」となつておりまして、一松委員仰せられるような解釈の余地もあるかのようにも考えられますけれども、併しそも訴が不適法なのでありますから、相手方としては、裁判所の自由裁量によりまして却下したり却下しなかつたりということ、これはやはり訴訟の公正というものが維持されな

いわけでありませう。そういうふうにかえる次第でございます。

○一松定吉君 それならばですね、このいわゆる二項を削ることは不穩当です。この百十四条の二項は「口頭弁論ヲ経スルテ訴ヲ却下スルトキハ裁判所ハ判決前原告ヲ審訊スルコトヲ要ス」とこういう規定によつて、お前は裁判所の定めた二十日までに担保を供せんからして訴を却下するぞというふうなことで、原告を審訊するというふうになると、それならにわかには担保を供しなればいかんというわけで、怠慢を自覚して自分の権利を擁護するという意味のこれは二項なんだから、その二項を削つてしまつて不意打ち的に担保を供しなかつたからと言つて、口頭弁論を経ずしてさつと却下するということは、これは訴訟を簡素にするという意味からはいいかも知らんけれども、当事者の主張を軽率に取扱はせるといふ意味からするならば、これがあつたらうが、これを削るといふことは如何でしょうか。

○説明員(平賀健太君) 一応御尤もであると思つて、ただこれは不意打ちに突如として却下するのではないのでございまして、やはり担保提供命令を出しまして、いつ幾日までに担保を提供しろという命令が出てゐるわけでありませうから、決して不意打ちではないのではなからうかと思つて、この二項については、決して不意打ちでございませう。ついつつかりして担保の提供を忘れておるといふ場合に、この審訊をいたしますと、成るほどと気が付くことがあるかも知れませんが、うつつかりして怠慢である人まで万全な措置を講じて、それから生じますところの結果を防止すると、そこまで行くべきではないのではないかと。一松これはいつ幾日までに担保を提供しろという命令が出ておらず、その命令に従わない場合には訴を却下するということは、訴訟法にちやんと書いてあることではありますから、決して不意打ちではないのではないかと私も考えております。

○一松定吉君 訴訟法に書いてあると言つても、それは現行の訴訟法を基礎にして、やはりこの二項があつての訴訟法ですね。今度のやつは二項を削るといふので、私はやはりこの二項で審訊も何もせずにすぐに却下するということはよくない。二項があれば二項によつて原告を審訊して、忘れたとか忘れんとかいふのではなくて、何故に担保を提供することができなかつたということについては、いろいろの事情があるでしよう、複雑な事情がある場合があるでしよう、そういう場合に裁判所に聞いてもらつて、成るほどどうか、それなら担保はまあ暫く供せんでも、口頭弁論だけは進行してお互いの主張を明かにしよう、そのうちに担保を提供せよと、こういうほうが親切であるように思つて如何ですか。

○説明員(平賀健太君) この一項につきまして、期間内に担保を供しない場合には、口頭弁論を経ないで裁判所は訴えを却下するんだという規定がすでにあります。以上、担保提供命令によりましていつ幾日までに担保を提供せよという裁判がありませう以上、その裁判で、その命令で定められました期間内に担保を提供しない場合には、訴を却下されるということは、当然その命令は原告としてはわかつておることとございませうので、その際に十分予告を受けておることではないかと思つてございませう。そういう意味を以ちまして、決して不意打ちではないということをお申上げた次第でございます。

○一松定吉君 今あなたの御説の通りであれば、現行の民訴を作成するときに、立法するときに、二項は要らんことになると。二項を特に設けたのは、つまり今私の言うような場合もあるから、これを鄭重にして、当事者の権利を擁護するといふ建前から、特に現行法では二項というものを設けてある。然るに今度の二項を削つてしまふんだという事になれば、而も一項の解釈は、担保を供しないときにはすぐ訴を却下するんだ、但しそれは口頭弁論を設けないでいいんだということがここに書かれたという解釈にすると、一層解釈が狭くなつてしまつて、私はこの当事者の権利を擁護する現行法第二項のあるほうがいいと思つてます。

○説明員(平賀健太君) この現行の民事訴訟法百十四条がございました。第二項は後になつて追加された。第二項は後になつて追加された規定でございます。これは昨日も御説明申上げましたように、占領期間中に言わば占領軍の示唆によりましてこの第二項の規定は入つた規定なのでございませう。で、大正十四年にこの民事訴訟法が施行されました。第一項だけで大かた処理して参りまして、別段の不都合というものはなかつたのでございませう。そういういきさつでございます。

○一松定吉君 まず、おかしいのでありまして、第一項だけでは悪かつたから二項ができたんだらう。その悪かつたから二項ができたのを、今度はそれは占領中だから二項をこしらへたが、占領がやまつたから、この占領中に必要であつた二項はもう要らんよになつたといふことは、君、折角設けたといふことは、当事者の権利の擁護のために必要で二項を設けた、それを今度は必要がなくなつたんだといふことになれば、独立国になつたから必要がなくなつたのだ、こういう解釈よりしようがないことになると。それで二項を設けたといふのは、一項では不十分だといふことで二項を設けたんだが、然るに二項といふものはあることが悪いといふことで今度二項を削るといふような意味なら承知します。併しながら元は一項であつたのに二項を設けた、その設けたのは一項だけでは不十分であるし、当事者の権利を擁護するに不十分であるといふことで二項を設けたならば、その二項を今度削るといふことについては、その設けたよりも、削るほうがどういふような利益があるといふようなことが明らかにならなければこの二項を削るといふことはよくないのみならず、今あなたの方のいうように「却下スルコトヲ得」といふのはこれは口頭弁論を経ぬことだけを言うのであつて、却下は当然却下できるといふことに解釈すれば、なお第二項は必要だと思つて如何ですか。

○説明員(平賀健太君) 先ほどの私の説明或いは足りなかつたかも知れないのでございませうが、この第二項を削りまして、裁判所におきまして、なお事情があり、一応調べて見る必要があるといふことになりませうと、口頭弁論

を經まして、審理いたしまして「訴ヲ却下スルコトヲ得」これは勿論できるわけでございます。口頭弁論を經ることを一項は決して禁止してゐるのではないと思つてございませぬ。

○一松定吉君 それだからこの「得」という言葉を私は今のような解釈をしなければならぬと思つて、「得」ということは口頭弁論を經ることで却下もできるが、口頭弁論を經ることもできないんだということだ。「判決ヲ以テ訴ヲ却下スルコトヲ得」なんだから、却下せんでもいい、そこでこの「得」が活きるのであつて、あなたの方の言うように、この「得」というものは必ず百十四条では却下するのだ、「得」ということは口頭弁論を開かんとすることに、あなたのような解釈は出て来ないのじゃないですか。

○説明員(平賀健太君) 要するにこの百十四条の一項というのは担保提供命令に從いませぬ場合には、「訴ヲ却下スル」という運命は免れないのでございませぬ、口頭弁論を經るか經らないかという点、その点が裁判所の裁量に任せられておるのでございまして、或いは当事者のほうから何か事情の申立があるというふうなことで、これは調べてみる必要があるということにならば、口頭弁論を經ることも勿論できるものであります。若しこれを仮に口頭弁論を經ずして判決を以て訴を却下することを要するという書き方をいたしますと、口頭弁論を經てはいけないうことになつてしまふ。それではやはり窮屈過ぎますので、口頭弁論を經ると經らないとは裁判所の自由裁量に任せられるのであるが、最後には併し「訴ヲ却下」の運命は免れない、この趣旨をこ

一項の条文は表現してゐるのではなうかと思つてございませぬ。
○一松定吉君 私が解釈するのは、これは裁判所が口頭弁論を經るで判決を以て訴を却下することもできるし、口頭弁論を經て判決を以て訴を却下することもできる、こう解釈すれば、この条文のまま解釈できるわけですね。
○説明員(平賀健太君) 私の申上げてゐるのもその趣旨でございませぬ。全くその通りでございませぬ。
○一松定吉君 それならば、君、この今日のこのあれは間違ひです。まあこのくらいにしておきませう、あなたをいじめるのじやないのだから……

○中山福藏君 ちよつとお尋ねしておきますが、今のお話私ははつきり理解できなかったのですが、これはこういうことじやないんですか。裁判所がこういうふうな改正案を出されたというのは、一項さえあれば二項がなくても附えるという意味から來てゐるのじやないのですか。あつてもなくてもとにかくこの二項というのは一項さえあればいいのだ、こういう意味で改正案が出てゐるのじやないのかと思つてゐるのですが……

○説明員(平賀健太君) 二項を削除いたします理由の一半は、まさしく仰せの通りでございませぬ。二項がなくても決して不都合は生じない、実益がないということが第一で、それから第二にはやはりこの審訊の手續をいたしますという点、それだけやはり訴訟が延びるわけでございます。これは相手方にとつてはやはり不利益になるわけでございます。余り実益がない、而も訴訟がそのために解決が遅れる、そう

いう理由で以て二項は削除したい、こういう趣旨でございませぬ。
○中山福藏君 今参事官のおつしやる通りであるとするならば、なおこの第一項の「得」という字はやはり任意解釈しなければあなたの目的は達せられないのじやないかと思つてゐるのですが、これは口頭弁論を經てもいいし、經んでもいい、どちらでもそのときの事態に応じて便宜な措置をとれ、こういう意味に解すると、これは二項がなくてもいい、と思つてゐるのですが、そう解しなければ意味がどうも徹底しないように思つてゐるのですが……

○説明員(平賀健太君) 結局どうも申上げましたが、そういうふうな趣旨でございませぬ、百十四条の一項といふのは……
○中山福藏君 ああそうですか。じやわかりませぬ。
○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。
○中山福藏君 百四十三條の改正案でございませぬ、これは何でございませぬか、「調書ニハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ期日ニ於ケル審判ニ関スル重要ナル事項ヲ記載スルコトヲ要ス」と書いてあるのですが、これは最高裁判所の規律すべきところの重要な簡明、簡潔というものをとおきめになつてのお出しになるつもりで、これはお書きになつたのでございませぬ。
○説明員(平賀健太君) まさしくその通りでございませぬ、最高裁判所の規則の中で細かいことが規定されるというところを予定しておるわけでございます。

○中山福藏君 そうするとこの現行法の百四十三條の重要事項と思はれる項目はここに一から六までございませぬ、これだけの部分にまだほかに追加になつたものを規則の中にお入れになるつもりでございませぬか。大体これは重要事項だと思はれるのですが、現行法に書いてある項目は……
○説明員(平賀健太君) 現行法では調書の記載事項の百四十三條、百四十四條その他にもあるでございませぬ、最高裁判所のほうでよく実情を御存じでございますので、いい規則がございませぬと私どもは信じておるのでございませぬ、現行法の中に規定してございませぬ、重要な事項は大体規則の中で決まらなく取上げられるというふうなことも考へておる次第でございませぬ。
○中山福藏君 そういたしますと、これはこの百四十三條、百四十四條これらの項目に必要事項を追加されたらそのほうが簡単に行くんじゃないですか。これをわざ／＼削つて、新たに規則のうちにはめるといふことはどうもおかしいような感じがするのですが、おかしなところは法律にあるべき事項ではないかと思つてゐるのですが、規則のうちに入れるよりも、そういう考へがするのですが、如何ようなものでございませぬか。

○説明員(平賀健太君) この調書の記載事項と申しますのは、結局訴訟で問題になつておりますところの実体法上の権利義務に直接関係があることではないのでございませぬ、又非常に技術的な事項にもなりませんし、この法律で細かく規定するよりも、やはり最高裁判所の規則で定めることとしたほうが立法政策として妥当ではないかと思つてゐるのですが、この百四十三條の改正案が

できておるのでございませぬ、この現行法のままにいたしますと、昨日も最高裁判所のほうから御説明になりましたように、現行法のままでは、どうしても合理的な調書の記載方式の改正が行結ぶ。現行法のままでは、どうしてもやはり如何に合理的な調書を作らうと思はれても、現行法のままでは差支えるという事情がやはりあるのでございませぬ。そういうわけを以ちましてこの規則に譲るといふ案ができておるのでございませぬ、この規則に仮にこういうふう譲りまして、最高裁判所としては訴訟の実情をよく御存じのこととありませぬし、又規則制定審問委員会にお諮りになつて作られることとございませぬ、十分最高裁判所を信頼いたしまして、決して国民の権利義務に影響を及ぼすようなことがないがしろにされるという懸念はないと考へてゐるのではないかと思つてゐる次第でございませぬ。

○中山福藏君 これは百四十三條並びに百四十四條の規定を見ますと、実体関係の規定もあるし、手続関係のものも、これは両面含まれておると思つてゐるのですが、これはまあ簡明にかけて、今度分類しては面倒だから一括してこれを規則に譲るといふふうにも見えるのですが、これは実体的の規定のうち、百四十四條なんかのうちに入るのが相当であるように私はこれを拜見すると見えるのですがね。
○説明員(関根小郷君) 今中山委員のお問ひの、規則を作るときのことについてお聞きしたいと思います、便宜私から御説明申上げたいと思つてゐる。今お話がございませぬように、百四十三、百四十四條と御覽頂きますと、百四十三條

の百四十三條の重要事項と思はれる項目はここに一から六までございませぬ、これだけの部分にまだほかに追加になつたものを規則の中にお入れになるつもりでございませぬか。大体これは重要事項だと思はれるのですが、現行法に書いてある項目は……
○説明員(平賀健太君) 現行法では調書の記載事項の百四十三條、百四十四條その他にもあるでございませぬ、最高裁判所のほうでよく実情を御存じでございますので、いい規則がございませぬと私どもは信じておるのでございませぬ、現行法の中に規定してございませぬ、重要な事項は大体規則の中で決まらなく取上げられるというふうなことも考へておる次第でございませぬ。
○中山福藏君 そういたしますと、これはこの百四十三條、百四十四條これらの項目に必要事項を追加されたらそのほうが簡単に行くんじゃないですか。これをわざ／＼削つて、新たに規則のうちにはめるといふことはどうもおかしいような感じがするのですが、おかしなところは法律にあるべき事項ではないかと思つてゐるのですが、規則のうちに入れるよりも、そういう考へがするのですが、如何ようなものでございませぬか。

は調査の内容と申しますよりも、むしろ形式的要件、どういう事件についてこの調査ができていくかという、例えば事件の表示とか、事件番号、それから裁判官、裁判所の書記官の氏名と、そういうものでございます。ところが百四十四条に参りますと、内容でございませぬ、どういふことを当事者が言つたか、或いは証人がどういふことを言つたか、それから裁判官がどういふ裁判をしたかという内容のものではないかと申します。百四十三条は要するに形式的記載事項、それから百四十四条は実質的記載事項ということにならうかと思ひます。

そこで若しルールに譲つて頂くと思はれます、これ以上附加せるものがあるのかどうか。それから更にこれを削るかどうかという問題にならうかと思ひますが、現在の民事訴訟法に規定してございませぬ形式的記載事項も、実質的記載事項もこれに追加するべきものが特にあるかと申しますと、特にございませぬ。併し先ほど私が御説明申し上げましたように記録、それから調査を内容別に分けますと、例えて申上げますと百四十四条の中には、調査には弁論の要領を記載してございませぬ、この弁論の要領、先ほど私が御説明申し上げました主張に關係する分でございませぬ。当事者が金を貸した借らないというやうな事、それから更に進みまして証人の陳述が第二号にございませぬ、こういったものは証拠の關係のものというこゝたにならうかと思ひます。更にそれから進みまして五号に、「書面ニ作ラサル裁判」といふのは証人を調べるか調べないかという裁判、これは調査に載

ります。そういうものを今度の方式で、先ほど御説明申上げました方式で行きますと、百四十四条の内容毎に行きまして区別をするわけにございませぬ、その区別を区別した内容に依りて百四十三条のほうの記載、形式的記載要件を区別してやつて行くといふことになるわけでありませぬ。例えて申上げますと、証拠の關係の部分については、いち／＼その細かい百四十三条の要件全部を書く必要がないのじやないか。百四十三条を全部書く必要があるのは弁論の要領を書く主張調査、狭義の弁論調査というふうな非常にざつとばらんな言葉で申上げますと、百四十三条と百四十四条をそれぞれ内容に応じてばらして、その内容毎にその百四十三条と百四十四条を併せて作つて行

かなければならぬ。そういたしますと非常に技術的なものになつてしまふのでこれを国会の御論議を経ましてお願いするのには余りに實際的技術的な問題である。さればこそ憲法七十七條が最高裁判所に譲るといふことができて来たゆゑんでもあるかと思ひます。こういうふうな問題になりますと、でありますので、百四十四条と百四十三条を規則に譲つて頂ければ、先ほど申上げましたやうな合理化のほうに進み得るのではないかと次第なのであります。

○中山福藏君 ただ私の感じでは、訴訟記録を作成の便宜のために分類されるというやうな感じを持つたものからお尋ねしておるわけですが、実体的規定と形式的規定とごちやませぬにして記録作成の便宜にこれを供する。いわゆる権利義務の实体に關係あるものまでもこの規則に譲つてしまふといふ

ことは、どうも余りその権利義務の關係というものを軽視する傾きがここに生れて来やせんかと実は懸念したものですから、一応お尋ねしたわけにございませぬ。これ以上はお尋ねする必要はないと思ひます。

○委員長(平賀健太君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(平賀健太君) 速記を始めて。

○一松定吉君 百四十七条「口頭弁論ノ方式ニ関スル規定ノ遵守ハ調査ニ依リテノミ之ヲ証スルコトヲ得但シ調査ガ滅失シタルトキハ此ノ限ニ在ラス」これを「口頭弁論ノ方式ニ関スル規定ノ遵守」とあるのを「口頭弁論方式ニ関スル事項ニシテ調査ニ記載シタルモノ」これをどう変えなくちやならんわけは、それ一つ……。

○説明員(平賀健太君) これを改正いたしましたのは、「口頭弁論ノ方式ニ関スル事項」の中には、至つて形式的なものもございませぬ、必ずしも調査に記載しなくてもいいやうな事項も或いは出て来るのではないかと申すことであつて、若しそういう場合に調査に記載がないからと言つて、その方式が直ちに遵守されないといふことになつてはやはり困りますので、調査に記載のあるものにつきましては、調査の記載を、争ふことのできなない証拠になるのてございませぬけれども、調査に全然記載のない場合にございませぬ、ほかの立証方法も許すと、そういう趣旨でこれを改めたのでございませぬ。刑事訴訟法とやはり歩調を合わせた次第であります。

○一松定吉君 おかしなことじやかね、これは今度の修正の通りに読みかえ

るとするとすね、「口頭弁論ノ方式ニ関スル事項ニシテ調査ニ記載シタルモノハ調査ニ依リテノミ之ヲ証スルコトヲ得」と、そうするとちつともわからないのですがね。記載したものは異議を持たせることはできんとか、記載したものはその通りのものであつて、効力を變更することはできんといふことであるならばわかるんだが、

「事項ニシテ調査ニ記載シタルモノハ調査ニ依リテノミ之ヲ証スルコトヲ得」これはやはり現行法のほうがいいんじゃないか。それでしよ。百四十七条のこの「口頭弁論ノ方式ニ関スル規定ノ遵守」まであるからして、遵守から下の「ハ」から生きてゐるのだから、遵守とあるのだから、これはつまり「口頭弁論ノ方式ニ関スル事項ニシテ調査ニ記載シタルモノ」これまで変えるのだから、「モノハ調査ニ依リテノミ之ヲ証スルコトヲ得」とこうなるでしよ。」「事項ニシテ調査ニ記載シタルモノハ調査ニ依リテノミ之ヲ証スルコトヲ得」といふのはちよつと意味がわからんやうだけれども、調査に記載したものはそれを効力を有するとか、これを變更することができんとか、或いは調査に記載したものはこれは異議を言うことはできんとか、調査に記載したものはこれは反証を上げてこれを覆すことができんとかという意味ならばわかるんだが、「調査ニ記載シタルモノハ調査ニ依リテノミ之ヲ証スルコトヲ得」、調査に記載したものは調査に記載した通りなんだ。どの調査によつてこれを証するのですか。この調査によつてこれを証するのですか。

○説明員(平賀健太君) これは一松委員のおつしやる通りの趣旨の規定なのでございませぬ、この文句は刑事訴訟法の「第五十二条公判期日における訴訟手續で公判調査に記載されたものは、公判調査のみによつてこれを証明することができぬ」といふ規定が五十二條にあるのでございませぬが、この規定の体裁を変えたわけにございませぬ。併し趣旨は一松委員のおつしやる通りの趣旨なのでございませぬ。

○中山福藏君 これはなんですかね、こういう規定をこれは普通学校を卒業した人がわかるでしよ。こういう書き方で、私どもでもこれちよつとわからんですよ。これは一般の大衆に大衆法律といふものが、わからせるといふことを本旨とするというのが時代向きじやないかと私は考えたのですが、これはなんですか、現行法と同じ意味のことをお書きになつてゐるので

○説明員(平賀健太君) 大体同じ意味でございませぬが、この調査の記載事項を規則に譲るといふことにいたしましたので、この規則でどういふふうにするかかわりませぬが、重要な言葉は全部盛りかゝると予想されるのでございませぬけれども、やはり刑事訴訟法と同じやうに改正しておいたほうが適當ではないか、といふのでどういふふうに改めたのでございませぬ。

○一松定吉君 これは私現行法のほうがよくわかる。「口頭弁論ノ方式ニ関スル事項ニシテ調査ニ記載シタルモノハ調査ニ依リテノミ之ヲ証スルコトヲ得」だからそれを刑事訴訟法の五十二條は「公判期日における訴訟手續で公判調査に記載されたものは、公判調査のみによつてこれを証明することができ

ぬ」といふのは、却つてこのほうが

わからぬ、民訴の百四十七条のほうがよくわかる。今中山君の言うように素人が見てもわかるということであつて、これ却つてわからぬように改正するというのはどうかと思うのだがね。これは意見の相違だからこれ以上は言いません。

○中山福藏君 これは同じ意味だとおつしやいですが、この「口頭弁論ノ方式ニ関スル規定ノ遵守ハ」ということが書いてあるのですね、「方式ニ関スル事項ニシテ調書ニ記載シタルモノハ」とか、遵守されたから結局調書にその方式というものが定つて、規定の方式が定まつておつて、それを遵守しておるといふ精神に則つて、この「調書ニ記載シタルモノハ」という意味でしょうね。これは同じ意味だとすればどうも非常にわかりにくいように思うのですがね、これは。

○説明員(平賀健太君) この同じ意味と申しますのは、この調書の記載が絶対的な証明力がこれはある、事実は調書の記載とは違ふのだ、反証を挙げてその調書の記載と異なる主張をすることができないという、そういう点ではこの改正案、現行法と同じでございます。ただ現行法と異なると、若し調書に記載していないことがありますと、方式が遵守されなかつたことになつてしまふわけでありまして、ところがまあ口頭弁論の方式といつても、例えば裁判所で口頭弁論開いたとか或いは公断したとかいうようなことは、もうまあそれは一例であります。非常重要なことではございますけれども、必ず特別な場合でなければ裁判所以外で口頭弁論が開かれるというようなことはございませぬし、又弁論を公

開しないということとは殆んどない。特に弁論を秘密にする、公開しない、特定の場を除外しては必ず公開されるのでありまして、それをいぢやないかと書かれないかと思つて、これをいぢやないかと思つても考えられるわけでありまして、仮に裁判所で開いたということとは、いぢやないかと思つて、調書には書く必要がないということに仮に規則がなりました場合は、裁判所で開いたということが若し調書に記載がございませぬと、裁判所でないほかのところでもやられたことになつてしまふわけでありまして、そういうことを考えまして、調書に記載された限りにおいては、これは絶対的な証明力があるのであるけれども、調書に記載のない事項につきましては、これは反証も許す、或いはそのほかの証拠で以ちまして方式が遵守されてい

るとか、遵守されていぢやないか、そういう主張ができるということに、したのてあります。その点では現行法と少し違つて来るだけあります。

○一松定吉君 現行法より却つて悪くならんかね。現行法は口頭弁論の方式に關する規定を遵守したか否かといふことは、調書によつてこれを立証して、反証を許さんだから、そうすると調書に判事が立会つたといふことがなかつた、判事の名称が調書にはなかつたといふことになつて来ると、百四十七条の規定の遵守をしないといふことが、この調書によつてこれを証せられるが、ところがこの二つの新しいのは、「口頭弁論ノ方式ニ関スル事項ニシテ調書ニ記載シタルモノハ」は、調書を遵守しなければいかに、調書に判事が立会つたといふことが記載し

てないときには、反証が挙げられるという意味だね、それならわかる。

○説明員(平賀健太君) そういう意味でございまして、判事が列席したといふ記載が若し調書になつた場合には、どうなるかと申しますと、実際なかつたのだといふ証拠を挙げて、この口頭弁論は不適法であるといふこともできますし、いや実は判事は立会つておつたのだといふ証拠を挙げて、口頭弁論は適法だといふ主張もできる。

○一松定吉君 だからこの現行法通りすると、判事は立会つていないにかかわらず、立会つたと書いてあつたときには、立会つていないことも立会つたことには証明力がある、こうなるね、現行法では。ところが今度こつちのほうでは調書には立会つておるといふことを書いていないのだ、だからしてこれは立会つていないのだからいけないのだといふことを、反証を挙げて争うことができる、それならば立会つておるといふことを書いてあるが、本当は立会つていなかったのだが、その時分に反証を挙げられないことになる。立会つていないのに立会つておると書いてある。ところが現行法では立会つていなくても立会つていても、立会つたと書けば反証も挙げられんのだ、現行法では……こつちの新法の今度改正する法律は、判事は本当は立会つていない、立会つていないのだけれども、立会つておると書いてある時分には、それはやはり反証を挙げられんことになり、現行法も同じで現行法も立会つていないけれども立会つておると書いてある時には反証を挙げられない。ところがこつちのほうでは判事が立会つておるとも書いてない

てないといふときには、これは本当は立会つていたといふことを反証を挙げ、若しくは立会つておつただけでも書いてないのだといふことの反証を挙げられる。こつちのほうで反証を挙げられることが広いことになる。そうすると調書の信憑力というものは、これよりも現行法のほうが、反証が挙げられん、挙げるのがでんかと思つたのほうで効果的じやないかと思ふ。そこは多少違ふね、成るほど……まあいいでしょう。それから百四十八条をなせ削るのですかね。この現行法では裁判所で必要ありと認める時には、職権を以て速記者をして口頭弁論における陳述の全部又は一部を筆記せしむることができると、非常にこの訴訟の弁論の手續等について速記を入れてやるということになると、信憑力を強めることになる、それを削つてしまつたりするといふことは、何か蓄音機でも取るというのか、或いは速記といふと限定されるから速記者でなくて、機械を使うといふ意味で、百四十八条が邪魔になるという意味で削るのですかね。この百四十八条の削除は。

○説明員(平賀健太君) これは百四十八条が邪魔になるという趣旨ではないのでございまして、速記を取るか取らないかといふようなことは、やはり訴訟手續に關することではございまして、これは最高裁判所の規則で一つ規定してはいいのじやないか。それは速記だけではないのでございまして、最近では録音という手段もございまして、現行法では録音なんかできないことになつておりますから、録音なんかやはりとり入れるべきものではなからうかと、そういう必要もござい

ますので、これは決して速記といふことは廃止する意味じやなくて、規則の上にこれを委ねまして、なお速記以外のもとり入れる余地を残そう、そういう趣旨なのでございまして。

○中山福藏君 この百八十九条をお削りになるといふのは、これはどういふわけですか。百八十九条です、判決の言渡しに關するものですね。

○説明員(平賀健太君) この百八十九条はこれは判決の言渡しの方式を規定いたしておるのでございまして、この判決は言渡しによつて効力を生ずるといふことは、百八十八条で規定してございまして、この百八十八条は全然手を付けずに、これは基本的なことではございまして、現行法通り勿論存置するわけでございます。併しこの百八十九条といふのは言渡しの方式に關することではございまして、これもやはり最高裁判所の規則に譲つたほうが適當ではないかといふことであつて、百八十九条を削除することにいたしましたのでございまして。決してその言渡しの方式を簡素にするといふのではないのでございまして。

○中山福藏君 大体併し判決の言渡しというものは、民事でも刑事でもその裁判の結果といふものを明確に言渡されること、相当重要な事柄と思つて、こういう事柄を規則でやるということが、余りに判決といふものを輕んずるといふことになるのじやないか。そういうことは、私はいふまでもなく、おろしやないか。これは厳格なものだと思つておりますがね。これこそ本當にやはり法律で定められるべきものだと思つた

てないといふときには、これは本当は立会つていたといふことを反証を挙げ、若しくは立会つておつただけでも書いてないのだといふことの反証を挙げられる。こつちのほうで反証を挙げられることが広いことになる。そうすると調書の信憑力というものは、これよりも現行法のほうが、反証が挙げられん、挙げるのがでんかと思つたのほうで効果的じやないかと思ふ。そこは多少違ふね、成るほど……まあいいでしょう。それから百四十八条をなせ削るのですかね。この現行法では裁判所で必要ありと認める時には、職権を以て速記者をして口頭弁論における陳述の全部又は一部を筆記せしむることができると、非常にこの訴訟の弁論の手續等について速記を入れてやるということになると、信憑力を強めることになる、それを削つてしまつたりするといふことは、何か蓄音機でも取るというのか、或いは速記といふと限定されるから速記者でなくて、機械を使うといふ意味で、百四十八条が邪魔になるという意味で削るのですかね。この百四十八条の削除は。

○説明員(平賀健太君) これは百四十八条が邪魔になるという趣旨ではないのでございまして、速記を取るか取らないかといふようなことは、やはり訴訟手續に關することではございまして、これは最高裁判所の規則で一つ規定してはいいのじやないか。それは速記だけではないのでございまして、最近では録音という手段もございまして、現行法では録音なんかできないことになつておりますから、録音なんかやはりとり入れるべきものではなからうかと、そういう必要もござい

ますので、これは決して速記といふことは廃止する意味じやなくて、規則の上にこれを委ねまして、なお速記以外のもとり入れる余地を残そう、そういう趣旨なのでございまして。

○中山福藏君 この百八十九条をお削りになるといふのは、これはどういふわけですか。百八十九条です、判決の言渡しに關するものですね。

○説明員(平賀健太君) この百八十九条はこれは判決の言渡しの方式を規定いたしておるのでございまして、この判決は言渡しによつて効力を生ずるといふことは、百八十八条で規定してございまして、この百八十八条は全然手を付けずに、これは基本的なことではございまして、現行法通り勿論存置するわけでございます。併しこの百八十九条といふのは言渡しの方式に關することではございまして、これもやはり最高裁判所の規則に譲つたほうが適當ではないかといふことであつて、百八十九条を削除することにいたしましたのでございまして。決してその言渡しの方式を簡素にするといふのではないのでございまして。

○中山福藏君 大体併し判決の言渡しというものは、民事でも刑事でもその裁判の結果といふものを明確に言渡されること、相当重要な事柄と思つて、こういう事柄を規則でやるということが、余りに判決といふものを輕んずるといふことになるのじやないか。そういうことは、私はいふまでもなく、おろしやないか。これは厳格なものだと思つておりますがね。これこそ本當にやはり法律で定められるべきものだと思つた

ですが……

○説明員(平賀健太君) この百八十九
条を削除いたしました理由は、先ほど
申し上げました通りでございますが、例
えば欠席判決なんかもありますが、
現行法は判決原本に基づき言渡さなけれ
ばならないということになっておるの
でありまして、非常に明瞭な欠席判決
なんかもありますが、必ずしも判決原
本に基かなくてもいいのじやないか、
そういうような場合があるわけござ
います。でありましてから判決が言渡に
よつて効力を生ずるといふことは、こ
れは基本的なことであることござ
いますので、百八十八条はそのまま存
置するということにいたしましたのでござ
います。それからなお刑事訴訟法、刑
事の判決におきましても裁判の言渡、
刑事では裁判の宣告と申しております
が、裁判の宣告の場合には、やはり刑
事訴訟規則で定めておるのでございま
す。刑事訴訟規則の第三十五条「裁判
の宣告は、裁判長がこれを行う。判決
の宣告をするには、主文及び事由を朗
読し、又は主文の朗読と同時に理由の
要旨を告げなければならぬ。」これ
は刑事訴訟規則で規定しておるのであ
ります。従来この民事と刑事が、ほか
の点もございまして、非常に片ちゃんば
りになっております。やはり合せたほう
が合理的であると思われるのでござい
ます。

○一松定吉君 私はやはり中山君の言
うように、判決はやはり「判決原本ニ
基き裁判長主文ヲ朗読シテ之ヲ為ス裁
判長ハ相当ト認ムルトキハ判決ノ理由
ヲ朗読シ又ハ口頭ヲ以テ其ノ要領ヲ告
グルコトヲ得」というほうが、判決の
神聖を維持し、いい加減に判決の内容

を変えたり、判決主文があつて変つた
りするようなことができないようにし
て、非常に峻厳にやるといふことのほ
うがいいと思ふ、現行法のほうがね。
併しまあこれも意見の相違だから、我
我がこれを今政府の出した原案を通す
か通さんかは我々の意見によるのだ
が、やつぱり百八十九条は存在するほ
うがいいと思ふ。刑事訴訟規則に委
ねたように、最高裁判所の規則によつ
て云々というの、それは却つてその
ほうが悪い。そういうことがやつぱり
国会の承認を経ずして最高裁判所が勝
手にきめたということが、そういう欠
陥を生んでゐる、私はこう考へる。

○中山福藏君 これは罰る罰らんは私
どもがきめるのだが、これは非常に重
大な問題だ。

○一松定吉君 これは重大な問題だ。
最高裁判所がそういう勝手な規則をこ
しらえてきめたりするといふことのほ
うが悪い。それだから我が最高裁判
所の規則に任ずるといふことは、立
法府としてよほど考へなければならぬ
といふことはそこらから出る。百九十
一条を改め、「判決ニ於テハ最高裁判
所規則ノ定ムル所ニ依リ主文ノ外事実
及争点並理由ヲ明ニスルコトヲ要ス」
これは現に百九十一条にその通りある
じやありませんか。それをわざ／＼こ
れを削つて最高裁判所の規則に譲ると
いふのはどういふわけですか。つまり
「主文ノ外事実及争点」百九十一条の
現行法では「主文、事実及争点、理由、
当事者及法定代理人、裁判所」それを
主文、事実及争点、理由、それから当
事者及び法定代理人、裁判所というの
もやはりこの判決に明かにするほうの
いいのに、わざ／＼百九十一条を削つ

て「最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ」
云々とするのは、如何にも最高
裁判所万能主義のよりに思われるのだ
ね。この百九十一条は今度新たに改正
しようという趣旨と同じことではな
ければならぬのに、これを削らなければ
ならぬという理由、それを御説明願ひ
たい。

○説明員(平賀健太君) 現行法の下に
おきましても判決につきましては、こ
の百九十一条のほか、簡易裁判所の
判決につきましては、三百五十九条の
規定があるのでございまして。多少簡易
化されておるのでございまして、三百
五十九条の規定がございまして、それか
ら控訴審の判決につきましては、三百
九十一条がございまして、この「判決ニ
事實及理由ヲ記載スルニハ第一審判決
ヲ引用スルコトヲ得」第一審判決の引
用を認めておる。こういう簡易化され
た判決を認めておるわけでありま
す。判決につきましてもこういうふう
に三つ規定があるのでございまして、
特に控訴審の判決には、一審判決を引
用できると書いてございまして、併し
実際の場合には、判決には場合によつ
ては事実の記載なんかにおきましては
訴状であるとか、或いは準備書面であ
るとかを引用しても差支えない場合が
あるのではないかと思われるのであり
ます。ところが現行法の下では、果し
て訴状や準備書面を判決中に引用する
ことが適法かどうかということがやは
り疑いが出て来るわけでございます。

○一松定吉君 これはね、あなた方と
我々と考へが違ふのだが、判決とい
うものは公平にして峻厳、無私、そうし
て裁判官に対する国民の信頼といふも
のを高めて、この裁判官は公平無私
の判決をしたので、少しも偏頗の裁判で
はないのだといふことを国民に信頼せ
しむるような方法でなければいかんわ
ね。そうするに於いてやはり裁判官の
署名も捺印もあり、そうして一つのそ
の裁判に対して有難味を持たなければ
ならない。それをただ主文のほかに事
実、争点と理由だけ書いて、あとは判
事が印を押して名前も書かんでもいい
というふうなことは、判決のいわゆる
峻厳にして公平無私であるというよう
なことと多少違ふように私どもは考へ
るのだね。而も百九十一条の第二項第

三項は、「事実及争点ノ記載ハ口頭弁
論ニ於ケル當時者ノ陳述ニ基キ要領ヲ
摘示シテ之ヲ為スコトヲ要ス」そこで
当事者の主張がこれは明かなんです。
裁判官は判決に署名捺印するに支障の
あるときは、他の裁判官判決にその理
由を記載して他の判事が署名する。そ
こまでしてゐる。裁判長はなぜ署名し
ないのか。裁判長が転任したから署名
ができないとか、裁判長が身体が不自
由であつて筆をとることができん
か、それで他の判事が責任を明かにす
るためにしたのだといふことによつ
て、判決の威信を維持し、国民の信頼
を高めるといふことでなければならぬ
わね。それをそういうことはやめてし
まつて、この印を捺せばいいというよ
うなことは、余りに裁判といふものを
軽視するのじやなからうかと私は思
う。その点はどうですかね。

○説明員(平賀健太君) 印だけと申し
ましたのは、主としてこれは決定、命
令につきまして私申上げたのでありま
す。判決におきましてはやはりその判
決の神聖を保ちますために裁判官の署
名捺印はやはり要すると思つてござ
います。判決も印だけでいいという趣
旨でこの百九十一条を改めたものでは決
してございませぬ。それからなお刑事
訴訟法におきましても、刑事の重大な
判決につきましてはやはり判決書の方式
につきましては、刑事訴訟規則で二百
十八条であるとか二百十九条という規
定があるのでございまして、起訴状記
載の公訴事実を引用することができる
とか、或いは調書判決を認めるとかい
う規定があるのでございまして、民事
でもやはり同じような必要が生ずるわ
けでございまして、このように改めよ

が、この判決には成るほど裁判官の署
名捺印、これは欠くべからざるものと
考へるのでございませぬけれども、決
定、命令なんかには必ずしも裁判官の
署名捺印まで必要ではないのではない
か。押印だけで足りるといふことも考へ
るのでございませぬ。でありますから
この判決の形式的事項につきましては
やはりこれも規則で、裁判の形式的な
記載事項につきましてはやはり規則に
任せておいて、裁判の生命とも申すべ
き主文、事実、争点、理由、これだけ
を法律ではつきり明記しておいて、細
目の方式は規則で定めることのほうが
むしろ合理的ではないかといふことで
以て、百九十一条をこの通りに改めよ
うとしておるのでございませぬ。なお、
そのために判決を非常に簡略化した
まして裁判官の手を抜くといふふうな
ことを決して考へておるのではないの
でございませぬ。

○一松定吉君 これはね、あなた方と
我々と考へが違ふのだが、判決とい
うものは公平にして峻厳、無私、そうし
て裁判官に対する国民の信頼といふも
のを高めて、この裁判官は公平無私
の判決をしたので、少しも偏頗の裁判で
はないのだといふことを国民に信頼せ
しむるような方法でなければいかんわ
ね。そうするに於いてやはり裁判官の
署名も捺印もあり、そうして一つのそ
の裁判に対して有難味を持たなければ
ならない。それをただ主文のほかに事
実、争点と理由だけ書いて、あとは判
事が印を押して名前も書かんでもいい
というふうなことは、判決のいわゆる
峻厳にして公平無私であるというよう
なことと多少違ふように私どもは考へ
るのだね。而も百九十一条の第二項第

三項は、「事実及争点ノ記載ハ口頭弁
論ニ於ケル當時者ノ陳述ニ基キ要領ヲ
摘示シテ之ヲ為スコトヲ要ス」そこで
当事者の主張がこれは明かなんです。
裁判官は判決に署名捺印するに支障の
あるときは、他の裁判官判決にその理
由を記載して他の判事が署名する。そ
こまでしてゐる。裁判長はなぜ署名し
ないのか。裁判長が転任したから署名
ができないとか、裁判長が身体が不自
由であつて筆をとることができん
か、それで他の判事が責任を明かにす
るためにしたのだといふことによつ
て、判決の威信を維持し、国民の信頼
を高めるといふことでなければならぬ
わね。それをそういうことはやめてし
まつて、この印を捺せばいいというよ
うなことは、余りに裁判といふものを
軽視するのじやなからうかと私は思
う。その点はどうですかね。

○説明員(平賀健太君) 印だけと申し
ましたのは、主としてこれは決定、命
令につきまして私申上げたのでありま
す。判決におきましてはやはりその判
決の神聖を保ちますために裁判官の署
名捺印はやはり要すると思つてござ
います。判決も印だけでいいという趣
旨でこの百九十一条を改めたものでは決
してございませぬ。それからなお刑事
訴訟法におきましても、刑事の重大な
判決につきましてはやはり判決書の方式
につきましては、刑事訴訟規則で二百
十八条であるとか二百十九条という規
定があるのでございまして、起訴状記
載の公訴事実を引用することができる
とか、或いは調書判決を認めるとかい
う規定があるのでございまして、民事
でもやはり同じような必要が生ずるわ
けでございまして、このように改めよ

が、この判決には成るほど裁判官の署
名捺印、これは欠くべからざるものと
考へるのでございませぬけれども、決
定、命令なんかには必ずしも裁判官の
署名捺印まで必要ではないのではない
か。押印だけで足りるといふことも考へ
るのでございませぬ。でありますから
この判決の形式的事項につきましては
やはりこれも規則で、裁判の形式的な
記載事項につきましてはやはり規則に
任せておいて、裁判の生命とも申すべ
き主文、事実、争点、理由、これだけ
を法律ではつきり明記しておいて、細
目の方式は規則で定めることのほうが
むしろ合理的ではないかといふことで
以て、百九十一条をこの通りに改めよ
うとしておるのでございませぬ。なお、
そのために判決を非常に簡略化した
まして裁判官の手を抜くといふふうな
ことを決して考へておるのではないの
でございませぬ。

うという趣旨でございます。

○一松定吉君 百九十一条には、確かに裁判官が署名捺印しなければならぬ、裁判官が署名捺印することができなかつたときには、その他の判事が署名捺印しなければならぬという趣旨があるが、今度修正しようというこの百九十一条にはそれが無いのですが、それはどこから来るのです。その署名捺印が必要だという論拠は、それは最高裁判所の規則でそこまで定めるといふ、これから定めるといふ意味でそれは心配ないとおつしやるのですか。そういうことがきまらん以上は、この百九十一条、新たな百九十一条だけでは裁判官が署名捺印する、署名捺印できないときには他の判事がするといふような現行の百九十一条の一項若しくは三項の規定はない。一項、三項の規定がないのに、あなたの言うように百九十一条を削つてもその通りやるのだといふことについては、どこを根拠にしてそういう主張ができるのですか。

ことをあなたが言うだけであつて、百九十一条のように明記はしないといふことは欠陥じやありませんか。最高裁判所があなたの言うようなことをやつて我々に見せて、この通りするのだから安心するのだよということならいいが、最高裁判所のほうはそれはできない。それが昨日あたりから論議の中心になつて居るのである。だからあなたが言うように我々は最高裁判所が裁判官の署名捺印を規則のうちきめるだろうといふことは、これは一つの想像に過ぎないので、堅くきめるのだといふことの確定的の意思表示があればいいは別ですよ。けれども明文も何もない、現に現行法の明文も何もないやうな削つて最高裁判所の規則に譲る。それで裁判官の署名捺印といふことはどこから来るかと言つて、最高裁判所が規則を作る時にそうするだろうといふことでは、これはちよつと信用できんじやないですか。

○説明員(平賀健太君) 要するに、この調書の点でも裁判書の点でもございしますが、やはり憲法の規定の下に立脚しました最高裁判所を我々としてはやはり国会に対して私どもが信頼をいたしておるのと同様に、やはり最高裁判所の良識というものに我々は信頼を置いておるわけでありまして、この信頼がなければ規則に譲るといふような立法はできないと思つてございまして、判決のような重要なものにつきましてはこれは当然その神聖を担保するためのものにふさわしい方式を規則でお定めになるといふことを期待してもいいのじやないかと、そういう意味で申上げたのでございまして。

○一松定吉君 それではあなた何じやありませんか、あなたのように憲法の七十七条を根拠にしておつしやるならば、最高裁判所が憲法七十七条によつてそうしてこの手続上の問題をその他の問題に最高裁判所が規則を定めるのだ、これに信頼すればいいのだといふことであれば、そういうような最高裁判所がどういふようなことをするかせんかといふことは、国会議員たる我々が審査も何にもしないで最高裁判所に任せればいいといふことでは、余りに立法手続を軽視するものです。憲法七十七条にはこういう規定があるから、その規定に従つて最高裁判所はこういうことをするのだらうといふことならば、あなたもいふやうな判例においては「最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ主文ノ外事実及争点並理由ヲ明ニスルコトヲ要ス」といふことは要らぬ。最高裁判所に任せればいいのだ。最高裁判所の規則によれば、こういうことは最高裁判所がちゃんと公平無私にすることである、百九十一条の「主文ノ外」云々の制限を加える必要はないことになる、それはちよつと、あなたの言うのは少し我田引水の理窟であつて、直ちに首肯はできません。

○説明員(平賀健太君) 先ほど民訴百九十一条の三項の点、「裁判官判決ニ署名捺印スルニ支障アルトキハ」とあるこの「トキ」、この規定は非常に重要だと仰せられたのでございしますが、まさしくこれは重大なものでございしますが、刑事訴訟法規則五十五條を見ますと、「裁判書には、裁判をした裁判官が、署名捺印しなければならぬ」と署名捺印といふことがはつきり出ているわけにございまして。「裁判

官が署名捺印することができないときは」といふ場合に裁判官の一人が署名捺印できない場合の措置を刑事訴訟規則にちやんと規定いたして居るわけにございまして。それで署名捺印の点では民事、刑事の判決、この署名捺印の点ではどちらも重要性に差等があるとは考えられません、この刑事訴訟規則の五十五條から考えましても、この法律が通りました際、できまますとこの最高裁判所の規則におきましても判決の署名捺印についてはやはり五十五條、刑事訴訟規則五十五條に相当する規定が当然設けられると考へてもいいのじやないかと思つてございまして。

○一松定吉君 刑事訴訟規則を引用して、これをあなたが我々に民訴を改正するに、刑事訴訟法の運用について最高裁判所の定めた規則があるからその通り多分やるのだからとかおつしやるが、この最高裁判所の刑事訴訟法に関する規則の制定というものは、これは我々がいわゆる何の審議もしなかつた、憲法七十七條の規定からこれは来た。刑事訴訟法にそういう規定があるからすく民訴もそういう規定をするのだといふことになつて来ると、刑訴にあるようなことは民訴にあることを片つ端から削つてありますからあとは最高裁判所の規則に委せるといふことになるのですか。そういうようなことよりもやはり、明らかなにして、こういう最も大したことを、細末の小さいことほどでもない、中山君が今言うように、又私が今言うように裁判の言渡といふものは最も神聖にして当事者の信頼するような形式方法をとらなければならぬといふことを前提とするならば、

ば、やはりそういうことをここに書いておいたほうが、私は「主文ノ外事実及争点並理由ヲ明ニスル」といふことと同じように若しくはそれ以上の効果のある裁判官が署名捺印しなければならぬといふようなことは重要なことなんでしょうから、それを書かなければならぬのに、書かんとところに我々が疑問を持つて今あなたにお尋ねして居る。刑事訴訟法運用に対する規則がこうなつて居るので多分そうするんだらうと、だらうをあなたは前提としてこの現行法を改正するといふことについては、少し我々も考へなければならぬと思つて、こういうことをお尋ねするのですけれども、併しこれ以上のことは議論になるからこれはいたしません。

○中山福藏君 ちよつとお尋ねいたしますが、これは条文についてお尋ねするのではないが、大體裁判所などではどう考へておられるのですか。日本人といふものは大體法律の知識が非常に乏しいと私は考へている、普段から：併し実際は現在日本人の民主主義的な行き方から申しますれば、みずからを治めるといふ気分、みずから法律を知るといふ気持があることは或る意味においては言えると思つて、従つてみずから法律を知ることとは、法律の解釈が非常に安易で容易に解釈ができるという、法文の趣旨を国民全般が親しみをもつて理解するといふような立法措置を講ずるといふのが本当ではないかと実は私は考へている。それでそれに当られる方は特にそう考へになつて然るべきではないかと思つて、こういう民訴に削られなくてもいいものを簡略にしたり、削除したりせら

れて、これを最高裁判所の規則に譲るといふことに、一般国民とは何らの関係がなく、事件を処理するといふような感じを、実際私ども持つのです。が、むしろ時代に逆行して、これは法的処置ではないかという感じがするのです。どういふ意味で、こういうようなこの規則に殆んど全部譲るといふようなことをなさるのか、或いは刑事訴訟法とか、刑事訴訟に關する最高裁判所の規則があるからとか、他に規定があつて、それと重複するからという様な簡単なことから出発して、おとすということになれば、これは成るほどそういうような統一の柄をおやりになるというものは結構ですけれども、時代というものはそういうものではないかと私は考へるのです。

現在の時代です、法律を国民全般が容易に知り得るといふこの立場をですね、最高裁判所みずから作つて行くといふ形が、法治國の精神を活かすといふことになるんじゃないでしょうか。私はそういう考へで、逆行して、おとす、正しくないかと思つて、ただ単に改正をするのだから、改正するといふような、形を整えるのだという様な感じを受けるのです。今度の一兆億予算という首相のかけ声があれば、歳出面を落として、一兆予算の枠内に、すべての歳出を合せて行くといふような、それと同じ様な行き方ではないかと思つて、特にそういう感じがする。最高裁判所の規則に譲つてしまつたら、実際に國民は殆んど規則を讀みませんよ。たま／＼讀んだところで、手続法の刑事、民事に關するくらいのもので、これは現在普通讀むように辛うじてなつてゐる。規則に

譲られたら讀みませんね、これは……。私は時代にそういう点は逆行するのじゃないか。いわゆる觀念的に法律をもつてあつておる結果が、こういうやうになるんじゃないかと思つて、これは國民大衆と法律というものが、國民大衆の中に法律が融け込んで行くといふ、時代にマッチした態度ではないかという様な感じを受けるのです。が、どうですか、あなたがた若い方々はどういふ感じを持つておられますか。我々年寄りはどう考へるのですが、どうですか。一つそういうところで意見を述べてもらいたいのですが……。どうも雲の上で仕事をすると、私どもは受ける、こういうやうな改正は……。

○説明員(平賀健太君) 法律を國民にわかりやすいようにすると、これはまさしく仰せの通りでございます。そういう見地から見ますと、現行の民事訴訟法、この文語體で書きまされたこの現行の民事訴訟法といふのは、一般國民にはむしろ親しめないものじゃないか、非常にわかりにくい、専門家が見ましても、いろ／＼な疑義が生ずる点がございます。却つてこの現行の民事訴訟法なんか非常にわかりにくいものじゃないかと思つて、現行の民事訴訟法から言いますと、現行の民事訴訟法も、本来ならば全面的に改正いたしまして、これを刑事訴訟法と同じやうな工合にやれば口語體に直しまして、用語もつと日常の用語をたくさん取入れまして、國民にわかりやすいものにするといふ必要があるわけなのでございませう。で、將來そういう改正が、全面的な改正が行われるべきものと思つて

でございますが、今回は差當つてこの上告制度の問題が中心になりました關係で、そこまでは手が行き届かなかつたのでございませう。併しものつとわかりやすい、親しみやすいものにならなくてはならぬといふことは、まさしく仰せの通りなのであります。

それからこの法律案におきますやうに、いろ／＼な点を最高裁判所の規則に譲りましても、やはり最高裁判所の規則も官報で公けにされますし、それからこういう六法全書にも勿論載るわけでございます。現行法よりも、現行法の状態よりもつとわかりにくくなるというところは、むしろないのでないかと思つてございませう。むしろこの判決なんかを規則に譲るといふ趣旨は、現在の判決といふのが明治以來の古い型をそのまま現在まで踏襲しておつて、判決自体が非常にわかりにくい、法律の規定がわかりにくいよりも、もつと当事者が、素人の当事者が讀みまして、判決といふのが非常にわかりにくい。そういうことを改めまして、本當に当事者にわかりやすい合理的な判決にしたい。そのためには現在のように規定があつちこつち分れたりして、非常に制約がある。それよりも規則で本當に突のある、実質のあるわかりやすい判決を書けるやうな趣旨でございまして、決して誤の上で、裁判所が裁判所に自分の手を省くだけの便宜を与えよう、そういう趣旨では決してないでございませう。

○補見義男君 ちよつと速記を……。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて下さい。

午後三時五十七分速記中止
午後四時十三分速記開始
○補見義男君 私は一つだけ、先に戻るのですが、百五十一条の第四項を削除しておりますね。これは削除の趣旨はこういうものをしないという意味なのか、或いは先ほど来話がありますやうに、規則のほうにこういうやうなものを入れる、こういう意味なんですか、どうなんですか。
○説明員(平賀健太君) これは訴訟記録の製本なんかの作り方、まさしくこれは書類の作り方の細目に関する手續でありますから、規則に譲つて規則で規定しようという趣旨でありませう。こういうものをなくすという趣旨では決してございませぬ。

○委員長(郡祐一君) よろしうございませう。……次回は来る二十日午前十時から開会することにいたします。本日はこれを以て散会いたします。
午後四時十六分散会

昭和二十九年五月一日印刷

昭和二十九年五月四日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局